

# 運航基準

令和4年9月15日  
三方五湖DMO株式会社

## 目次

|       |         |
|-------|---------|
| 第 1 章 | 目的      |
| 第 2 章 | 運航の可否判断 |
| 第 3 章 | 船舶の航行   |

## 第1章目的（目的）

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、美浜町早瀬～浦見川～水月湖～浦見川～美浜町早瀬の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

## 第2章 運航の可否判断

### （発航の可否判断）

第2条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

| 発航地  | 気象・海象・風速 | 波高      | 視程      |
|------|----------|---------|---------|
| 早瀬棧橋 | 6m/s 以上  | 0.8m 以上 | 300m 以下 |

2 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

|    |         |    |         |
|----|---------|----|---------|
| 風速 | 6m/s 以上 | 波高 | 0.8m 以上 |
|----|---------|----|---------|

3 船長は、前2項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

### （基準航行の可否判断等）

第3条 船長は、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により安全な航行が困難となるおそれがあると認めるときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、基準経路の変更等の適切な措置をとらなければならない。

2 前項に掲げる事態が発生するおそれのあるおおよその湖面模様及び船体動揺は、次に掲げるとおりである。

| 風速      | 波浪                 | 動揺       |
|---------|--------------------|----------|
| 6m/s 以上 | 波高0.8m以上又はうねり階級4以上 | 横揺れ30度以上 |

3 船長は、航行中、周囲の気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、目的棧橋への航行の継続を中止の措置をとらなければならない。ただし、基準経路の変更により目的棧橋への安全な航行の継続が可能と判断されるときは、この限りでない。

| 風速      | 波浪       |
|---------|----------|
| 6m/s 以上 | 波高0.8m以上 |

4 船長は、航行中、周囲の視程に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達したと認めるときは、基準航行を中止し、当直体制の強化を図るとともにその時の状況に適した安全な速力とし、状況に応じて停止、航路外錨泊又は基準経路変更の措置をとらなければならない。

|    |         |
|----|---------|
| 視程 | 300m 以下 |
|----|---------|

第4条 船長は、離着予定地棧橋の気象・海象に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、離着を中止し、適宜の水域での錨泊、待機、その他の適切な措置をとらなければならない。

| 発航地  | 気象・海象・風速 | 波高      | 視程      |
|------|----------|---------|---------|
| 早瀬棧橋 | 6m/s 以上  | 0.8m 以上 | 300m 以下 |

(運航の可否判断等の記録)

第4条の2 運航管理者及び船長は、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の内容を運航記録簿に記録するものとする。運航中止基準に達した達するおそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を記載すること。記録は適時まとめて記載してもよい。

### 第3章 船舶の航行

(航海当直配置等)

第5条 船長は、次の配置を定めておくものとする。変更する場合も同様とする。

(1) 離着岸棧橋配置

(運航基準図等)

第6条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 基準経路(発着場の位置、針路、変針点等)
- (2) 地形、水深、潮流等から、航行上、特に留意すべき箇所
- (3) その他航行の安全を確保するために必要な事項

第7条 基準経路は、運航基準に記載のとおりとする。

(速力基準等)

第8条 速力基準は、次表のとおりとする。

| Coot |       |          | Grebe |       |         |
|------|-------|----------|-------|-------|---------|
| 速力区分 | 速力    | 毎分機関回転数  | 速力区分  | 速力    | 毎分機関回転数 |
| 微速   | 3ノット  | 1,500rpm | 微速    | 4ノット  | 500rpm  |
| 半速   | 5ノット  | 2,000rpm | 半速    | 6ノット  | 750rpm  |
| 最大速力 | 10ノット | 3,900rpm | 最大速力  | 10ノット | 1260rpm |
| 航海速力 | 7ノット  | 2,800rpm | 航海速力  | 7ノット  | 870rpm  |

2 船長は、速力基準表を船橋内及び機関室の操作する位置から見易い場所に掲示しなければならない。

(特定地の航法) 図-1

第9条 浦見川の航法

- (1) 右側通行を原則とする。
- (2) 流れがある場合は、流れにのった船舶が優先する。
- (3) 優先する船舶は、対向船の有無にかかわらず方向指示灯を点滅して航行し対向船が

これを発見したら、直ちに確認のため同様に点滅する。

- (4) 行き違いできない場所では、流れに向かう船舶が退避する。
- (5) 2隻以上の船舶が縦隊で航行する場合は、船舶間の距離を30m以上あける。
- (6) 他船の汽笛を聞いた場合、自船も直ちに同一の汽笛で合図を鳴らさなければならない。
- (7) 浦見川を航行する船舶は、他船や浮遊物に常に注意しなければならない。
- (8) 浦見川を航行する船舶は、所定の位置において携帯電話で連絡し他の船舶が浦見川にさしかかっていることを確認し、携帯電話で連絡しながら航行しなければならない。他の船舶が浦見川にさしかかっている場合は所定の位置で待機する。

(通常連絡等)

第10条 運航管理補助者は、航行に関する安全情報等船長に連絡すべき事項が生じた場合は、その都度すみやかに連絡するものとする。

(入港連絡等)

第11条 船長は、入港3分前になったときは（早瀬発着場に向け航行中、漕艇場棧橋沖にいたったとき）、運航管理補助者に次の事項を連絡しなければならない。

- (1) 入港予定時刻
  - (2) 運航管理補助者の援助を必要とする事項
- 2 前項の連絡を受けた運航管理補助者は、船長に次の事項を連絡するものとする。
- (1) 操船上の参考となる事項

第12条 船長は、運航管理補助者との連絡は、次の方法による。

| 区分           | 連絡方法 |
|--------------|------|
| 通常の場合及び緊急の場合 | 携帯電話 |

(機器点検)

第13条 船長は、棧橋着岸（棧）前、棧橋手前100m等入港地の状況に応じ安全な水域において、機関の後進、舵等の点検を実施する。一日に何度も離着岸を繰り返す場合も同様である。

(記録)

第14条 船長及び運航管理者は、基準航路の変更に関して協議を行った場合、その内容を運航管理記録簿等に記録するものとする。